

■会議録

1 開会

- 午前10時15分、月井教育長が那須塩原市教育委員会会議規則第7条の規定に基づき、令和6年第4回那須塩原市教育委員会定例会の開会を宣言する。

○月井教育長

それでは、令和6年第4回那須塩原市教育委員会定例会を開会いたします。
次第に従いまして進めさせていただきます。

2 教育長挨拶

○月井教育長

今年は暖冬と言われていましたが、ここにきて寒さの厳しい日が続いております。昨日は、那須塩原駅前でチーズピクニックが開催され、雪の降る中、多くの方々においでいただきました。今年は、桜の開花が大幅に遅れそうだとされておりますが、最近ではめずらしく入学式に桜が観られるのではないかと期待しております。

本日は、令和5年度最後の定例会となります。先ほど辞令を受けられました君島委員は初めての出席となりますが、どうか緊張なせずに、リラックスして臨んでいただきたいと思います。

学校は、先週の金曜日に修了式を迎え、来年度に向けた準備が進んでおります。委員の皆様におかれましては、引き続き、本市の教育行政への御支援を賜りますようお願いいたします。

さて、本日は、「那須塩原市・那須町採択地区協議会委員の指名について」を含め議案が6件、報告事項が14件ございますので、効率的な審議ができますようお願いいたしまして、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

3 会議録の承認

- 月井教育長が令和6年第2回定例会の議事録の承認を求め、田村委員及び臼井委員が内容に異議なく会議録に署名を行った。

次に、令和6年第3回臨時会の議事録の承認を求め、大澤委員、神島委員が内容に意義なく会議録に署名を行った。

4 教育長報告

○月井教育長

続きまして、次第の4「教育長報告」に入ります。ここで皆様にお諮りいたします。本報告につきましては、特定の個人に関する情報が含まれておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定に基づき、非公開といたしたいと思います。

なお、非公開とする際は、出席委員の3分の2以上による議決が必要でございますが、非公開とすることに御異議ございませんでしょうか。

○委員全員

異議ありません。

○月井教育長

それでは、全会一致でございますので、教育長報告は非公開とさせていただきます。

(省略～非公開)

(教育長報告終了)

5 付議事件

<議案第13号>

○月井教育長

次に、次第の5付議事件に入らせていただきます。

議案第13号「那須塩原市・那須町採択地区協議会委員の指名について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

はい、学校教育課長。

○学校教育課長

【提案理由】

那須塩原市・那須町採択地区協議会規約第5条の規定に基づき、採択地区協議会の委員の指名を求める。

－資料に基づき議案の内容を説明－

事務局としましては、神島委員にお願いしたいと考えております。

○月井教育長

事務局の説明が終わりました。

それでは、委員の皆様の御意見、御質問をお伺いいたします。

いかがでしょうか。

○委員全員

賛成です。

○月井教育長

それでは、議案第13号「那須塩原市・那須町採択地区協議会委員の指名について」は、名簿に神島委員を加え、原案どおりとすることで御異議ございませんか。

○委員全員

異議ありません。

○月井教育長

異議なしということですので、原案のとおり可決いたしました。

<議案第14号>

○月井教育長

それでは、議案第14号「令和6年度那須塩原市学校給食運営方針について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

はい、教育総務課長。

○教育部長

【提案理由】

令和6年度那須塩原市学校給食運営方針について、教育委員会の議決を求める。

－資料に基づき議案の内容を説明－

○月井教育長

事務局の説明が終わりました。

それでは、委員の皆様の御意見、御質問をお伺いいたします。

いかがでしょうか。

はい、田村委員。

○田村委員

令和5年度と比べて変わった部分を伺います。

○月井教育長

はい、教育総務課長。

○教育総務課長

学校給食重点事項として記載した5つの項目の中で、「2 地場産物や多様な食材を使用した、栄養バランスの良い学校給食の提供」について、「栄養バラン

スの良い」という文言を追加しました。また、「4 学校給食費滞納対策の強化と債権の適切な整理」について、「強化」という文言を追加しました。

○月井教育長

ほかに、御意見、御質問はございますか。

○委員全員

ありません。

○月井教育長

それでは、議案第14号「令和6年度那須塩原市学校給食運営方針について」は、原案どおりとすることに御異議ございませんか。

○委員全員

異議ありません。

○月井教育長

異議なしということですので、原案のとおり可決いたしました。

<議案第15号>

○月井教育長

それでは、議案第15号「那須塩原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

はい、教育総務課長。

○教育総務課長

【提案理由】

行政組織機構の見直し等に伴い、那須塩原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正するもので、教育委員会の議決を求める。

－資料に基づき議案の内容を説明－

○月井教育長

事務局の説明が終わりました。

それでは、委員の皆様の御意見、御質問をお伺いいたします。

いかがでしょうか。

○委員全員

ありません。

○月井教育長

それでは、議案第１５号「那須塩原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部改正について」は原案どおりとすることに御異議ございませんか。

○委員全員

異議ありません。

○月井教育長

異議なしということですので、原案のとおり可決いたしました。

<議案第１６号・議案第１７号・議案第１８号>

○月井教育長

続いて、議案第１６号「那須塩原市学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について」、議案第１７号「那須塩原市小中学校等管理規則の一部改正について」及び議案第１８号「令和６年度那須塩原市学校運営協議会設置校の指定について」は関連がありますので、一括議題といたします。事務局の説明を求めます。

はい、生涯学習課長。

○生涯学習課長

【提案理由（議案第16号）】

那須塩原市学校運営協議会の設置に当たって、設置等に関する規則を制定する必要があるため、教育委員会の議決を求める。

－資料に基づき議案の内容を説明－

【提案理由（議案第17号）】

那須塩原市学校運営協議会の設置に当たって、協議会に係る那須塩原市小中学校等管理規則について所要の改正を行い、また、学校要覧の様式を一部改正する必要があるため、教育委員会の議決を求める。

【提案理由（議案第18号）】

那須塩原市学校運営協議会の設置等に関する規則第3条第2項(令和6年4月1日施行予定)に基づき、令和6年度に学校運営協議会を設置する学校を指定する必要があるため、教育委員会の議決を求める。

なお、令和6年度の指定は、令和6年4月1日から効力を有するものとする。

－資料に基づき議案の内容を説明－

○月井教育長

事務局の説明が終わりました。

それでは、委員の皆様の御意見、御質問をお伺いいたします。

いかがでしょうか。

はい、臼井委員。

○臼井委員

内容については賛成でございます。いよいよコミュニティ・スクールが始まりますが、委員は校長からの推薦により選考するようになるのでしょうか。

○月井教育長

はい、生涯学習課長。

○生涯学習課長

委員は校長に推薦していただき、教育委員会で決定されます。

○月井教育長

ほかに、御意見、御質問はございますか。

○委員全員

ありません。

○月井教育長

それでは、議案第16号「那須塩原市学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について」、議案第17号「那須塩原市小中学校等管理規則の一部改正について」及び議案第18号「令和6年度那須塩原市学校運営協議会設置校の指定について」は原案どおりとすることに御異議ございませんか。

○委員全員

異議ありません。

○月井教育長

異議なしということですので、原案のとおり可決いたしました。

<報告第5号・報告第6号・報告第7号・報告第8号・報告第9号>

○月井教育長

続きまして、報告第5号「那須塩原市小中学校等開校閉校記念事業費補助金交付要綱の一部改正について」、報告第6号「那須塩原市小中学校等児童生徒スポーツ等振興補助金交付要綱の一部改正について」、報告第7号「那須塩原市文化財保存事業費補助金交付要綱の一部改正について」、報告第8号「那須塩原市プロフェッショナルスポーツ団体補助金交付要綱の一部改正について」及び報告第9号「那須塩原市小中学生体育活動支援補助金交付要綱の一部改正について」は関連がありますので、は、関連がございますので一括して事務局の説明を求め

ます。

はい、教育総務課長。

○教育総務課長

【報告理由（報告第5号）】

3年間の見直し期間を更新し那須塩原市小中学校等開校閉校記念事業費補助金交付要綱の一部を改正するもので、教育委員会に報告する。

－資料に基づき報告事項の内容を説明－

【報告理由（報告第6号）】

3年間の見直し期間を更新し那須塩原市立小中学校等児童生徒スポーツ等振興補助金交付要綱の一部を改正するもので教育委員会に報告する。

－資料に基づき報告事項の内容を説明－

【報告理由（報告第7号）】

3年間の見直し期間を更新し那須塩原文化財保存事業費補助金交付要綱の一部を改正するもので教育委員会に報告する。

－資料に基づき報告事項の内容を説明－

【報告理由（報告第8号）】

3年間の見直し期間を更新し那須塩原市プロフェッショナルスポーツ団体補助金交付要綱の一部を改正するもので教育委員会に報告する。

－資料に基づき報告事項の内容を説明－

【報告理由（報告第9号）】

3年間の見直し期間を更新し那須塩原市小中学生体育活動支援補助金交付要綱の一部を改正するもので教育委員会に報告するものです。

－資料に基づき報告事項の内容を説明－

○月井教育長

事務局の説明が終わりました。

それでは、委員の皆様の御意見、御質問をお伺いいたします。
いかがでしょうか。

○委員全員

ありません。

<報告第10号、報告第11号>

○月井教育長

続きまして、報告第10号「関東学生トライアスロン選手権那須塩原大会補助金交付要綱の廃止について」及び報告第11号「那須塩原ハーフマラソン補助金交付要綱の廃止について」は、関連がございますので一括して事務局の説明を求めます。

はい、スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長

【報告理由（報告第10号）】

関東学生トライアスロン選手権那須塩原大会補助金交付要綱を内規として制定するに当たり、当該要綱を廃止するもので、教育委員会に報告する。

－資料に基づき報告事項の内容を説明－

【報告理由（報告第11号）】

令和6年度以降、那須塩原ハーフマラソンを実施しないことから当該要綱を廃止するもので、教育委員会に報告する。

－資料に基づき報告事項の内容を説明－

○月井教育長

事務局の説明が終わりました。

それでは、委員の皆様の御意見、御質問をお伺いいたします。
いかがでしょうか。

○委員全員

ありません。

〈報告第12号・報告第13号・報告第14号・報告第15号・報告第16号〉

○月井教育長

続きまして、報告第12号「那須塩原市中学生海外交流事業運営費補助金交付要綱の廃止について」、報告第13号「那須塩原市教育振興会運営費補助金交付要綱の廃止について」、報告第14号「那須塩原市幼保小連絡協議会運営費補助金交付要綱の廃止について」、報告第15号「那須塩原市手をつなぐ親の会運営費補助金交付要綱の廃止について」及び報告第16号「那須塩原市ことばを育てる親の会運営費補助金交付要綱の廃止について」は、関連がございますので一括して事務局の説明を求めます。

はい、学校教育課長。

○学校教育課長

【報告理由（報告第12号）】

那須塩原市中学生海外交流事業運営費補助金交付要綱を内規として制定するに当たり、当該要綱を廃止するもので、教育委員会に報告する。

－資料に基づき報告事項の内容を説明－

【報告理由（報告第13号）】

那須塩原市教育振興会運営費補助金交付要綱を内規として制定するに当たり、当該要綱を廃止するもので、教育委員会に報告する。

－資料に基づき報告事項の内容を説明－

【報告理由（報告第14号）】

那須塩原市幼保小連絡協議会運営費補助金交付要綱を内規として制定するに当たり、当該要綱を廃止するもので、教育委員会に報告するものです。

－資料に基づき報告事項の内容を説明－

【報告理由（報告第15号）】

那須塩原市手をつなぐ親の会運営費補助金交付要綱を内規として制定するに当たり、当該要綱を廃止するもので、教育委員会に報告する。

－資料に基づき報告事項の内容を説明－

【報告理由（報告第16号）】

那須塩原市ことばを育てる親の会運営費補助金交付要綱を内規として制定するに当たり、当該要綱を廃止するもので、教育委員会に報告する。

－資料に基づき報告事項の内容を説明－

○月井教育長

事務局の説明が終わりました。

それでは、委員の皆様の御意見、御質問をお伺いいたします。

いかがでしょうか。

○委員全員

ありません。

<報告第17号、報告第18号>

○月井教育長

続きまして、報告第17号「区域外就学及び指定校変更について」及び報告第18号「令和5年度準要保護児童生徒の認定について」は、関連がございますので一括して事務局の説明を求めます。

はい、学校教育課長。

○学校教育課長

【報告理由（報告第17号）】

申請のあった区域外就学及び指定校変更について、審査結果を教育委員会に報告する。

－資料に基づき報告事項の内容を説明－

【報告理由（報告第18号）】

生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者からあった準要保護認定の申請について、内容を審査した結果、準要保護者に認定することに決定したので、教育委員会に報告する。

－資料に基づき報告事項の内容を説明－

○月井教育長

事務局の説明が終わりました。

それでは、委員の皆様の御意見、御質問をお伺いいたします。

はい、臼井委員。

○臼井委員

市内の児童が、矢板東中学校などに進学する場合は区域外就学という扱いになるのでしょうか。

○月井教育長

はい、学校教育課長。

○学校教育課長

お見込みのとおりでございます。市外の学校に進学する場合は、私立の学校も含めて区域外就学となります。

○月井教育長

ほかに、御意見、御質問はございますか。

○委員全員

ありません。

○月井教育長

それでは、本日予定しておりました付議事件については、全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和6年第4回教育委員会定例会を閉会といたします。

ありがとうございました。

以上